

柏市私道整備事業補助金交付要綱

制定 平成17年 5月23日

施行 平成17年 6月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、私道の整備を行う者に対し、私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、私道の整備の促進を図り、もって本市の生活環境の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に掲げる道路をいう。

(2) 私道 公道以外の道であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア その敷地について私人が所有権を有するもの

イ 現に一般通行の用に供されているもの

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する特定行政庁からその位置の指定を受けたもの又は幅員が1.8メートル以上のものであって昭和45年7月31日以前から一般通行の用に供されているものと認められるもの

エ 築造後5年を経過しているもの

オ 家屋が2戸以上面しているもの

カ 舗装及び排水設備の設置の完了した公道に接続するもの

(3) 私道の整備 私道の舗装及び私道に係る排水施設の設置又は改修、私道に係る階段等への手すりの設置又は改修をいう。

(部分的に改修する場合を除く。)

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、私道の整備を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該私道について所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という。)の全員から当該私道の整備に関する一切の権限の委任を受けた者。

(2) 当該私道の敷地の管理について組合等の団体が設立されている場合にあつては、当該団体の代表者

2 補助金交付の対象とする事業(以下「対象事業」という。)及び補助金交付の対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業に係る私道について、当該補助金の交付を受けようとする日から1年を経過する日までの間に掘削を行う予定がある場合は、当該私道の整備事業は、対象事業としない。

4 この要綱により補助金の交付を受けて整備された私道で、工事完了後10年を経過していない場合、当該私道の整備事業は、対象事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

3 対象経費には、補助金の交付を受ける者が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第4号に規定する事業者又は同法第3条に規定する人格のない社団等に該当する場合は消費税を含めないものとし、これに該当しない場合は消費税を含めることができるものとする。

(申請書添付書類)

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次

に掲げるものとする。

- (1) 私道の位置図及び概略平面図
- (2) 第3条第1項第2号に該当する者にあつては、整備事業者名簿
- (3) 私道の所有者等の承諾書
- (4) 誓約書
- (5) 公図及び登記事項証明書
- (6) 私道の整備に係る見積書（消費税の有無及び消費税額が分かるものとする。）

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

（交付の条件）

第6条 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は、補助事業に係る私道を将来にわたり道路以外の用途に使用しないこと及び特定の人の利用に供しないこととする。

（標準処理期間）

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、60日とする。

（実績報告書添付書類）

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業の施工状況及び成果を証する写真その他の書類
- (2) 対象事業に係る契約書の写し

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（概算払）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条第2項）

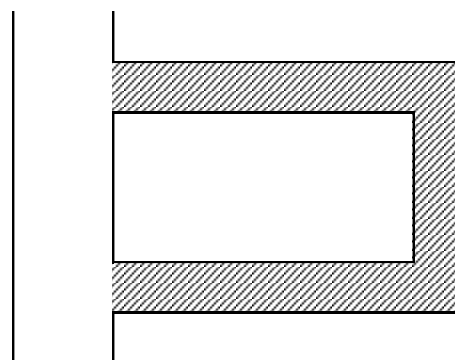
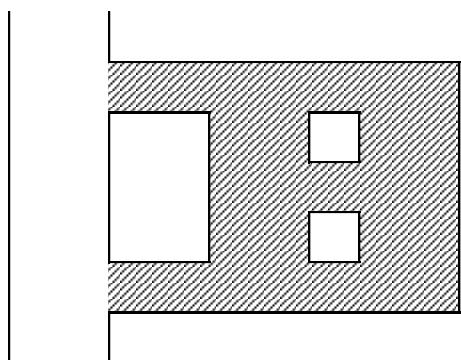
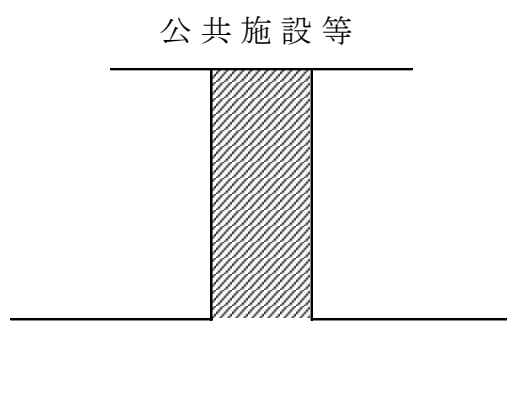
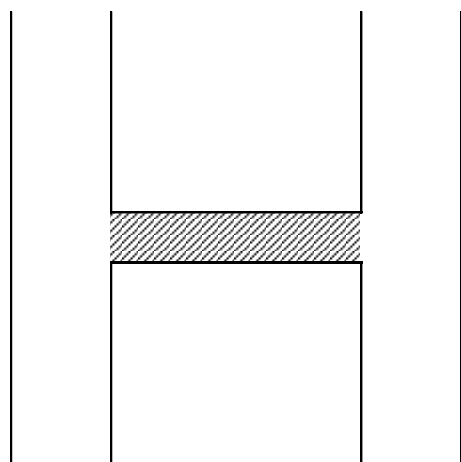
対象事業	対象経費
<p>私道の整備事業のうち、別図に掲げる基準により工事を行うものであって、次に掲げる要件を備えるもの</p> <p>(1) 当該事業を行うことについて、当該私道の敷地の所有者等の同意があるもの</p> <p>(2) 当該事業に係る私道について、当該私道上に当該事業の施工の支障となる物件又は法令等の規定に適合しない建築物が存しないもの</p> <p>(3) 当該事業に係る私道について、当該私道に面する法面がある場合にあつては、当該法面について当該事業の施工に支障を及ぼさないための措置が講じられているもの</p> <p>(4) 排水施設の設置又は改修の場合にあつては、幅員が4メートル以上の私道に係るもので、当該事業を行うことにより国又は地方公共団体の設置する排水施設等に自然流下によって有効に排水することが可能となるもの</p> <p>(5) 補助金の額が50万円を超えるもの</p>	<p>左欄に掲げる事業に要する経費のうち、工事費、測量調査費及び原材料費</p>

別表第2（第4条）

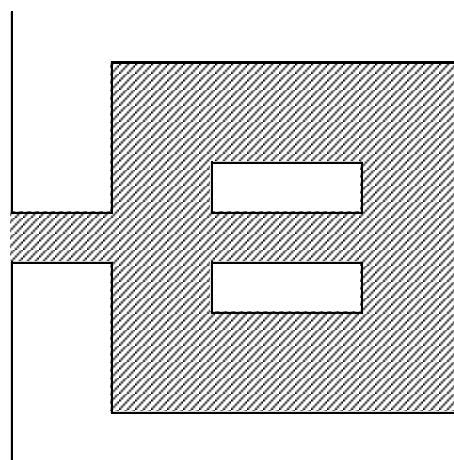
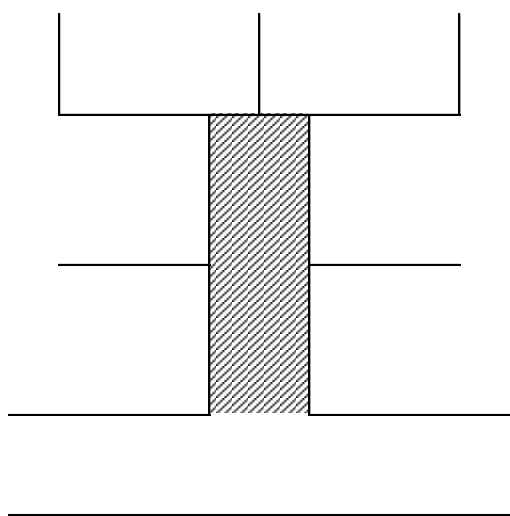
対象事業に係る私道の区分		補助金の額	限度額
通り抜けることができるもの	公道と接続している箇所が2以上のもの	対象経費の10分の8の額	8,000,000円。ただし、私道の舗装のみを行う場合にあつては、4,000,000円
	公道と接続している箇所が1のもの	対象経費の10分の7の額	
通り抜けることができないもの	その一端が公道に接続し、残りの一端が公共施設に接続しているもの	対象経費の10分の8の額	
	上記以外のもの	対象経費の10分の7の額	

別表第3（第6条関係）

（8 / 10補助の場合）



（7 / 10補助の場合）



別表第4（第5条，第7条）

申請書添付

- （1）整備しようとする私道の位置図
- （2）整備事業者名簿（様式第2号）
- （3）権利者の承諾書（様式第3号）
- （4）誓約書（様式第4号）
- （5）公図及び登記簿謄本
- （6）実測図（平面図・縦断図・横断図）
- （7）工事見積書（消費税の有無及び消費税額が分かるものとする。）

実績報告書添付書類

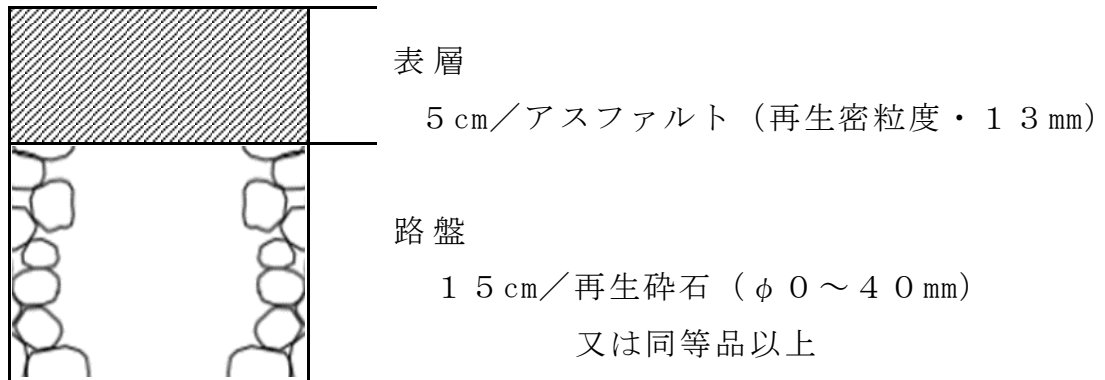
- （1）整備事業の経過及び成果を証する書類（工事写真等）

別図

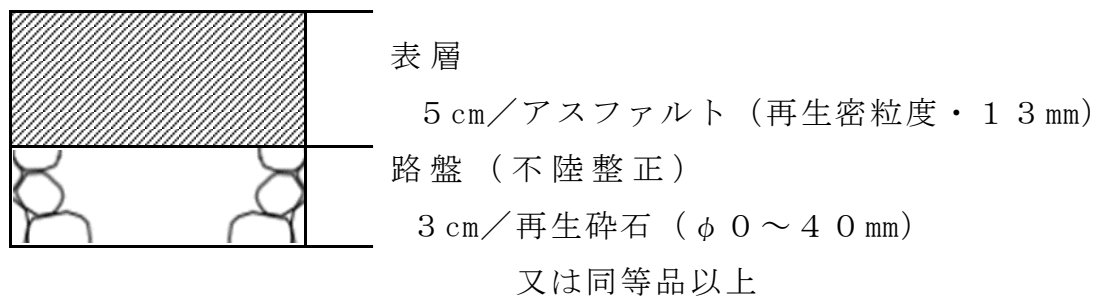
1 私道の舗装

(1) アスファルト舗装

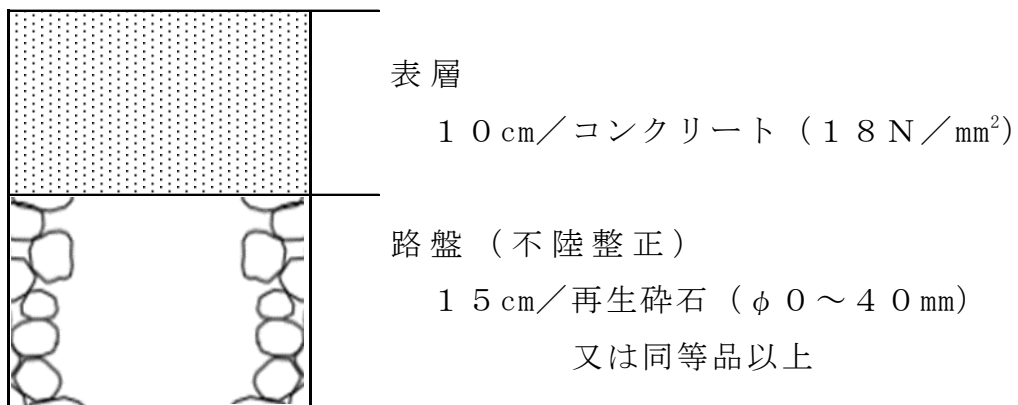
ア 掘削



イ かさ上げ

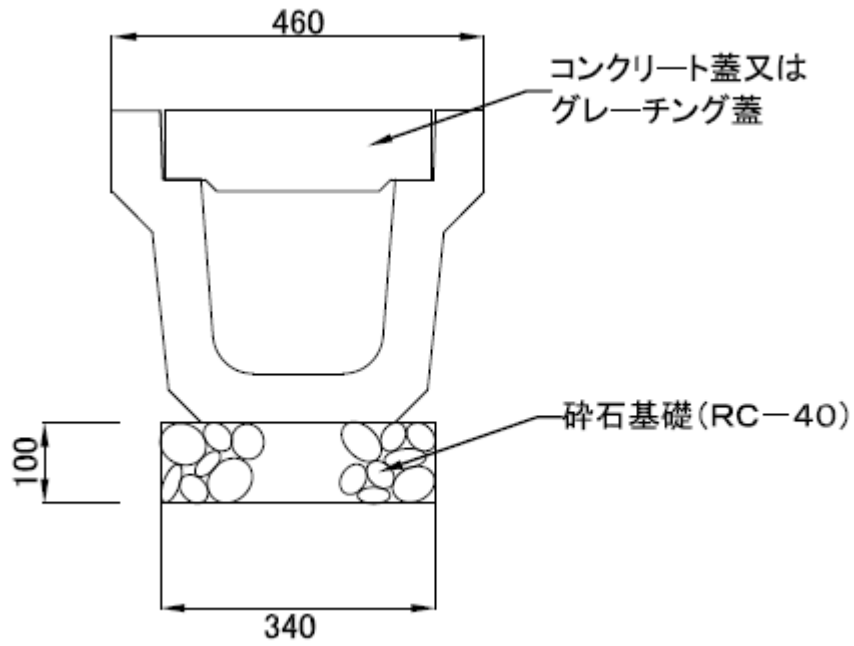


(2) コンクリート舗装

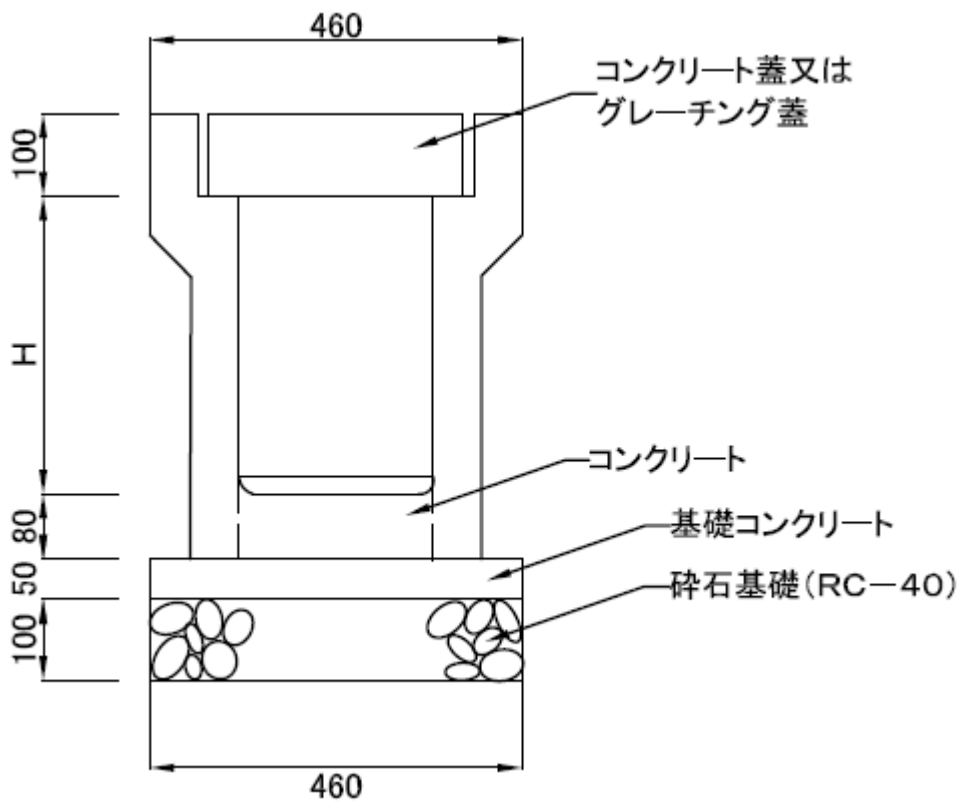


2 私道に係る排水施設の設置又は改修

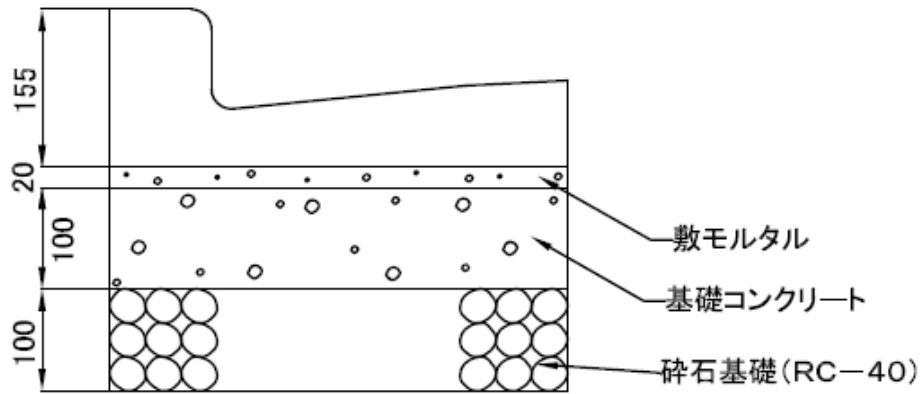
(1) 落蓋式ロングU側溝



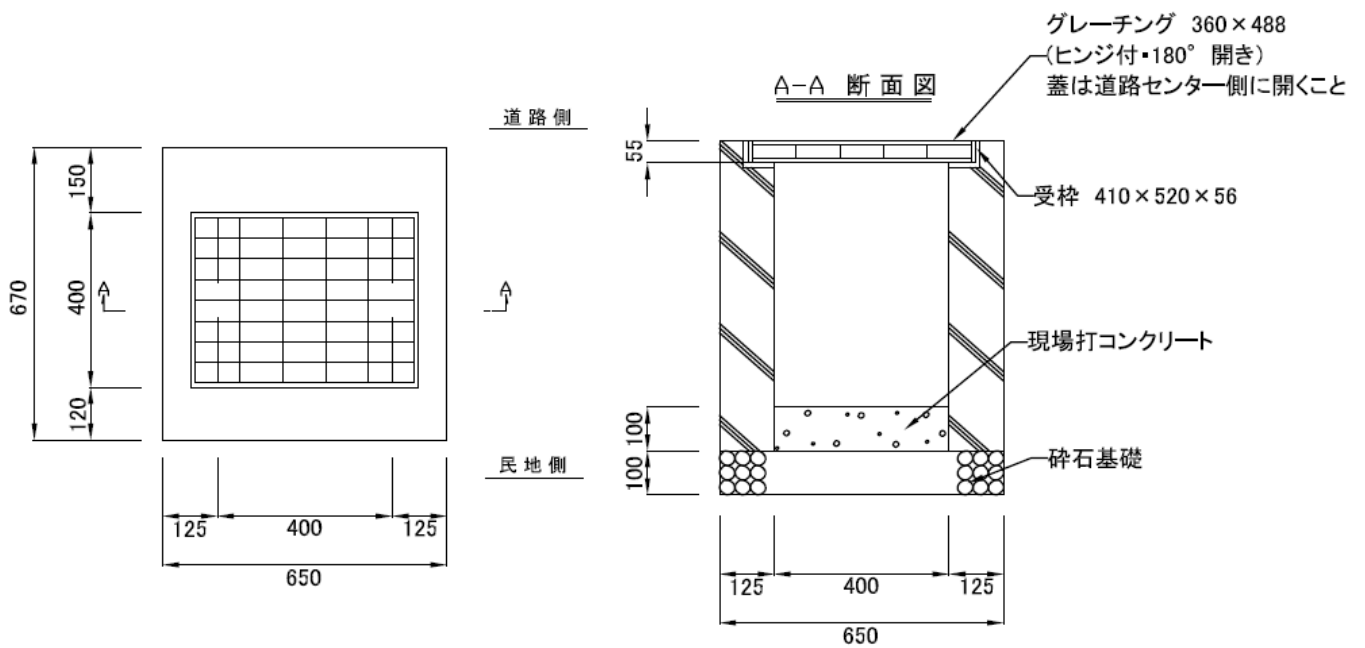
(2) 自由勾配側溝



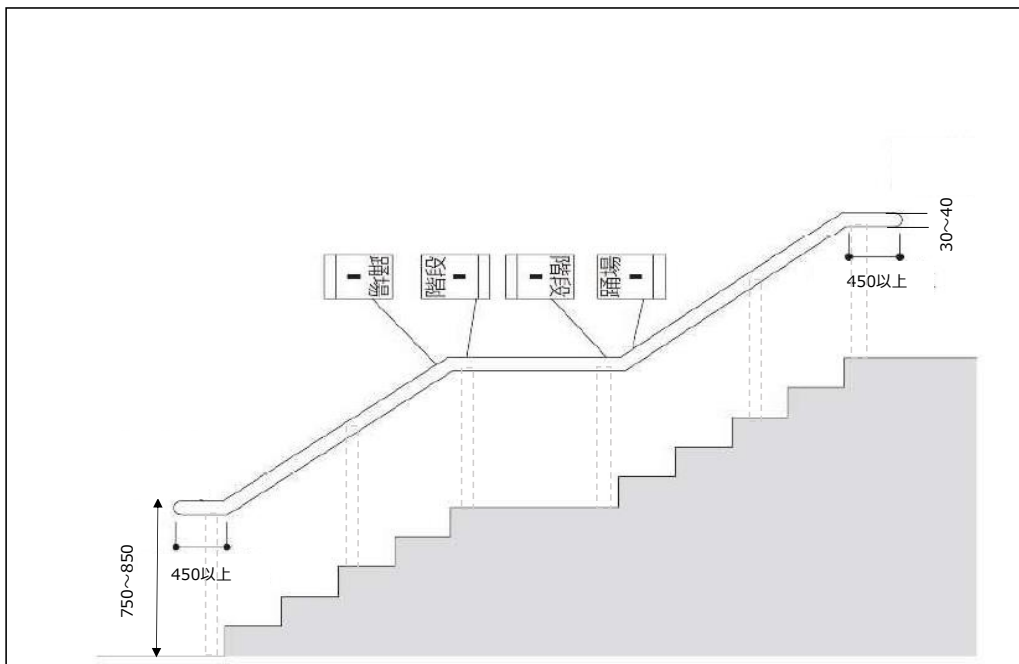
(3) コンクリート L 型側溝



(4) 集水ます



3 私道に係る階段等への手すりの設置又は改修



(1) 下記基準に合致していれば適合とする。

- ・手すりの取り付け高さは、1段の場合は75~85 c m程度、2段の場合は60~65 c m程度及び75~85 c m程度とし、移動を考慮して連続して設ける。なお手すりの外径は3~4cm程度とし、壁面から4~5cm程度離して設置する。
- ・手すり端部付近には、水平部分を取り、通路の通ずる場所を示す点字プレート設ける。なお水平部分は45 c m以上とする。
- ・手すり端部は衣類の引っかかり等が無いような処理とする。
- ・手すり端部に貼り付ける点字は、その内容を文字で併記する。

(参考) 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアルH27.4.1
p110-111.